

# 令和5年度学校の教育活動に対する助成 募集要項

## 1 事業の趣旨

本事業は、長崎県内の主として離島地域（本土部のへき地1級地を含む）において、教育活動全般を通して、児童生徒の健全育成や地域活性化に繋がる事業を行う学校に対し助成金を給付する事業である。

## 2 事業の内容

- (1) 主として離島地域（本土部のへき地1級地を含む）の小・中・高校及び特別支援学校が、単独または複数校連携して行っている、優れた教育活動に対する助成。
- (2) 主として離島地域（本土部のへき地1級地を含む）の小・中・高校及び特別支援学校を対象として、各学校が希望する備品の寄贈。

## 3 助成金

- (ア) 原則として1件あたり50万円以内で必要と判断される額（助成A、20件程度）
- (イ) 原則として1件あたり500万円以内で必要と判断される額（助成B、数件）

## 4 助成期間

原則として単年度とする。ただし、活動の内容により継続・隔年での助成も可能である。その場合は、5年、5回を限度とする。

## 5 募集方法

本財団や関係機関ホームページに募集要項を掲載し、広く募集を行う。また、長崎県教育委員会、各市町教育委員会に募集要項等の関係書類を送付し周知を図る。

## 6 応募方法

助成を希望する学校は、校長等を通して応募するものとする。応募書類の提出は、高校及び特別支援学校は直接長崎県教育委員会に、それ以外は各市町教育委員会を通して長崎県教育委員会に提出するものとする。

## 7 選考基準

- (1) 活動の公益性
- (2) 児童生徒の参加状況
- (3) 地域における評価
- (4) 経費状況 等

## 8 選考方法

本財団の選考委員会で助成先の決定を行い、助成対象の学校名を公表する。

なお、助成 B（高額助成）については、原則として面接（プレゼンテーション）を実施する。  
なお、面接は Z00m を基本とするが、直接面接で行う場合は交通費等の実費を財団で負担する。

## 9 応募の締め切り及び決定

(1) 応募書類は、5月19日（金）までに長崎県教育委員会に提出する。なお、助成 Bに係る面接は5月末に実施する。

(2) 本財団は6月中旬までに助成先を決定し、決定通知書を発送するとともに、速やかに助成金を支給する。

## 10 事業報告書等の提出

助成を受けた学校は、領収書等必要な書類を添えた会計報告を2月末日までに、また、本財団所定の事業報告書を3月末日までに直接本財団に送付する。

## 11 事業計画の変更について

1. やむを得ない事由により申請した事業が実施できなかつたり、申請内容と相違が生じたりした場合（一部変更や遅延など）は、その旨を速やかに本財団に連絡して承認を受けること。

2. 事業の中止または変更等にもない生じた助成金給付の全部または一部は返還してもらうことがある。

## 12 助成金給付の取り消し

万一、下記の事項に該当した場合は、助成金給付の全部または一部取り消しをおこない、指定の期日までに返還を求める。

(1) 申請内容に不正があったと当財団が認めた場合。

(2) 承認を受けず事業計画の全部または一部を変更したと当財団が認めた場合。

(3) 助成金の使途変更に必要な理由がないと当財団が認めた場合。